

【再公募】

生活サポート事業委託法人選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

大東市保健医療部高齢介護室

目 次

生活サポート事業 業務委託法人選定に係る公募型プロポーザル実施要領

I	募集の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
II	業務概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P1
III	契約期間及び業務に関する費用・・・・・・・・	P1～P2
IV	募集方法・参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・	P2～P5
V	審査・選定基準等・・・・・・・・・・・・・・・・	P5～P7
VI	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P7～P8

～添付資料～

資料1 生活サポート事業 業務委託仕様書（公募用）

資料2 生活サポート事業 業務委託法人選定に係る公募型プロポーザルに関する
応募関連書類【様式第1～8号】

I 募集の趣旨

介護保険法（平成9年法律第123号。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービス・活動に位置付けられる大東市生活サポート事業の受託を希望する法人を募集する。

II 業務概要

1 件名 生活サポート事業

2 業務の目的

住民ボランティア（以下、「生活サポーター」という。）が生活上の軽度の困りごと（掃除、買物等）のある高齢者の自宅に訪問し、生活支援サービスを実施する本事業において、高齢者の生活支援サービス及び地域住民が主体的に参加する活動としての二つの役割を担う生活サポートセンター（以下「センター」という。）を継続的かつ適切に運用し、高齢者の社会参加、介護予防及び自立した日常生活のためのニーズに対応することを目的とする。

3 業務内容

資料1「生活サポート事業 業務委託仕様書」のとおりとする。

4 法令等の遵守

当該事業の運営にあたっては、介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

III. 契約期間及び委託料

1 契約の内容

(1) 契約期間及び事業開始日

契約締結日から令和12年3月31日まで。（ただし、本業務開始は令和9年4月1日からとし、契約締結日から令和9年3月31日までの間は、本業務開始に係る準備期間とする。準備期間に係る経費は受注者の負担とする。）

(2) 予算金額（上限額）

29,610,000 円

【内訳】

令和9年度 9,870,000 円

令和10年度 9,870,000 円

令和11年度 9,870,000 円

2 運営財源等

(1) 運営財源

運営財源については、業務委託料とする。

(2) 委託料に含まれるもの

人件費（業務ごとの量(回数、時間や日数)、基本単価で示されたもの(※ボランティアの謝礼は除く))、事務所経費、消耗品費、交通費、印刷費、通信運搬費、その他経費(ボランティア保険料、HP 管理費、職員研修費など)

IV 募集方法・参加資格

1 募集方法 公募型プロポーザル方式

2 参加資格

次の要件を全て満たす法人であること

- (1) 大東市内において、本業務の目的に沿って仕様書にある業務内容を実施することができる体制及び能力を有している法人であること。
- (2) 本市内又は本市の住民を対象とする本業務の実施に支障がない範囲にある隣接市にセンター(事務所)を設置できること。
- (3) 「Ⅲ. 契約期間及び業務に関する費用(2) 委託料（上限額）」の範囲内であること。
- (4) 応募受付の締切日において、直近 2 年間の法人税、消費税及び地方消費税ならびに市民税の滞納がないこと。
- (5) 介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 62 の 3 第 2 項各号の規定を遵守できる法人であること。
- (6) 応募受付の締切日において、直近 2 年の間に、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による取り消しを受けていないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない法人であること。
- (8) 応募書類の受付締切日において、大東市建設工事等における入札参加停止の措置要件に基づく指名停止の措置に該当しない法人。
- (9) 応募受付の締切日において、民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (10) 応募受付の締切日において、破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされた法人及びその開始決定がされている法人でないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及び、それらの利益となる活動を行う法人でないこと。

3 スケジュール

①公募説明会	9月18日（金） 13時30分から
②質問受付期間	9月18日（金） 9時から 9月25日（金） 15時まで
③質問に対する回答公表	9月28日（月） 17時30分まで
④参加表明書提出期間	9月18日（金） 9時から 10月1日（木） 15時まで
⑤審査書類の提出通知送付	10月5日（月）
⑥企画提案書等の提出期間	10月6日（火） 9時から 10月16日（金） 15時まで
⑦受注者選定日（書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング）	10月30日（金） 15時から
⑧審査結果の通知送付・HP公開	11月2日（月）

※上記スケジュール④において、参加表明書の提出がなかった場合は、参加資格等の条件を変更した上で、再度の公募を行うものとする。

4 公募説明会

- (1)開催日時：令和8年9月18日 13時30分から
- (2)開催場所：市役所3階第2会議室
- (3)参加人数：1法人3名まで
- (4)その他：・事前申込不要。
・説明会への参加は、本公募への参加には必須ではない。

5 質問の受付及び回答

(1)質問受付期間

令和8年9月18日（金） 9時から令和8年9月25日（金） 15時まで

(2)質問票の提出方法

質問票（様式第1号）に質問事項を記入のうえ、事務局宛てに電子メールにて送信すること。送信メールの件名及び添付ファイルは、「生活サポート事業 業務委託法人公募質問 法人名●●」とし、必ず電話で事務局へ送信した旨を伝え、メールが受信されていることを確認すること。

(3)回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年9月28日（月）17時30分までに事務局のホームページにおいて公表する。

ただし、質問票提出者のみへの回答が適当と判断した場合は、質問票提出者のみに電子メールにより回答する。

(4) その他

応募状況や他の応募者に関する情報、法令等により確認できる事項については回答しない場合がある。

6 参加表明書の提出

(1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は提出期限に必着で「簡易書留」にすること。）

(2) 提出受付期間

令和8年9月18日（金）9時から令和8年10月1日（木）15時まで

(3) 提出場所

大東市役所 西別館2階 高齢介護室高齢支援グループ

(4) 提出書類

参加表明書兼誓約書（様式第2号）

7 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

提出書類は下記①から順番に並べ、インデックスを付けてA4サイズのファイルに綴じる。インデックスは様式等の書類に直接貼らずに間紙を挿入する。なお、インデックスには、下記の提出する書類番号（①～⑪）を記載する。ファイルの表面及び背表紙には、「生活サポート事業 業務委託法人選定に係る応募書類 法人名●●」と記載する。原本のみ、ファイルに「原本」と記載する。

①法人概要及び法人実績（様式第3号）

②定款又は寄付行為等（写し可）

③登記事項証明書（写し可）

④役員等名簿（様式第4号）

⑤法人パンフレット等設立趣旨や運営方針等が分かる書類

⑥センター設置予定場所の位置図、平面図、現況写真（様式第5号）

⑦法人の財務状況に関する書類（損益計算書、貸借対照表、会計監査人又は監査役会により監査を受けた場合その監査報告書）（写し可）

⑧業務実施に関する企画提案書（様式第6号）

⑨納税証明書一式提出鑑（様式第7号）

⑩各納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、市民税）（写し可）

⑪見積書（任意様式）

(2) 提出部数

原本1部、写しを9部提出する。（写し可の書類は写しを10部）

(3) 提出期間

令和 8 年 10 月 6 日（火）から令和 8 年 10 月 16 日（金）15 時まで

(4) 提出方法

持参により提出すること。

(5) 提出場所

大東市役所 西別館 2 階 高齢介護室高齢支援グループ

(6) 留意事項

各応募書類のうち、原本以外の写しを提出する場合には、代表者名で原本証明を必ず行うこと。

提出締め切り後における提出書類の変更及び追加は公平性の観点から一切認めない。ただし、本市の指示により書類の修正・追加する場合はこの限りではない。

提出された各種書類は理由の如何を問わず返却しない。

8 応募の辞退

応募した法人が、辞退する場合は「生活サポート事業運委託法人選定審査委員会」（以下、「選定委員会」という。）の前日までに応募辞退届（様式第 8 号）を大東市役所 高齢介護室高齢支援グループに提出すること。

9 応募申込の抹消

応募した法人が、応募書類の受付締切日以降、選定の日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募申込を抹消し、選定審査対象から除外することとする。

(1) 本公募要領に違反した場合

(2) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募者又はその関係者が直接又は間接に本市職員又は選定委員会委員等と接触をもった場合

(3) 応募書類に虚偽があったと認められた場合

(4) その他不正な行為があったと認められた場合

V 審査・選定基準等

1 審査について

(1) 審査方法

選定委員会を設置し、評価項目に基づき、応募書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングにて審査を行い、事業者の選定を行う。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

①出席者

1 法人あたり 3 人以内とし、当該法人の職員でない者の参加は認めない。

②内容

- (ア)応募書類の内容に沿ってプレゼンテーションを行った後、ヒアリングを行う。
- (イ)応募書類とは別に応募書類の内容に沿った資料(パワーポイント等)を大型モニターに映しながら説明することは可能とする。その際は令和8年10月22日(木)までに説明資料のデータを高齢介護室高齢支援グループに提出すること。資料の確認によって、応募書類の内容と関連性が認められない内容が把握された場合は該当箇所の削除又は資料の使用を不可とする。

③審査に係る選定委員会の開催について

- (ア)開催日時：令和8年10月30日(金)15時から

それぞれの法人の審査開始時間については、応募書類受付期間終了後、メールにて通知する。

- (イ)開催場所：市役所南別館1階会議室

- (ウ)所要時間：1法人あたり25分程度

(プレゼンテーション15分＋ヒアリング10分)

2 選定基準について

受注者の選定については、応募要件を満たし、かつ、下記の評価基準による合計得点が満点の5割以上の評価を得た法人を候補者とする。複数の候補者が生じた場合は、評価基準による順位付けを行い、最も高い評価を得た法人を選定する。

3 評価基準（様式第6号）

- (1)本公募に応募した動機
- (2)本事業の目的や趣旨、大東市の実状の理解
- (3)事業の目的に沿った健全で安定した事業運営を行う能力があるか
- (4)生活サポーターの継続的な確保と活動支援
- (5)利用者への相談支援(ニーズ把握、コーディネートなど)
- (6)センター職員の配置数、育成及び情報共有の方法
- (7)事業運用におけるDX化及びデジタルディバイド解消の取組みについて
- (8)センターの設置場所が高齢者へのサービス提供及び生活サポーター活動支援を行うにあたって適当であるか
- (9)地域及び支援機関(地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)との連携
- (10)広報及び啓発活動に関する取組
- (11)苦情解決の取り組みと体制
- (12)個人情報の保護に関する取組
- (13)その他、法人の強みを活かした法人独自の取組

4 選定に当たっての注意事項

- (1) 本業務は交付金を財源に実施することから、交付額の変更等により委託期間や業務内容、委託料に変更が生じる可能性があるため留意すること。交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。
- (2) 応募書類の審査において、応募要件を満たしていない応募者はその時点で失格とし、ヒアリング審査に進めないものとする。
- (3) 受託者が決定した後に辞退した場合は、候補者のうち、評価基準の順位が次点の応募者を繰り上げて決定することがある。次点の候補者がいない場合は、再度公募を行うことがある。
- (4) 審査内容や評価基準に関する得点、順位等に対する問い合わせ、異議等については一切応じない。

5 選定結果の通知、公表

選定委員会における審査結果については、令和8年11月2日（月）（予定）に、全ての応募者に受託候補者の決定又は不決定について書面にて通知する。また、受託候補者の決定後、応募状況、選定した法人名等を市のホームページにて公表する。なお、受託候補者以外の応募者が特定される情報は公表しない。

VI その他

1 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなす。
- (2) 応募に要した費用等は応募者が負担する。
- (3) 選定されなかったことによる一切の損害等については、大東市が責任を負うものではない。

2 事業開始まで

受託候補者は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下の準備を行うこと。

- ① 人員（センター職員及びサポーター）の確保
- ② 事務所の確保
- ③ 備品・消耗品等の必要物品の準備
- ④ 事業計画やマニュアル等の作成
- ⑤ 現在の生活サポートセンターとの引継ぎに関する各種調整
- ⑥ 関係機関への周知
- ⑦ その他業務を開始するにあたって必要とされる事項

3 契約の解除

次の(1)～(3)該当する場合、契約期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。その場合にあつては、センター運營業務の次の受注者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引き継ぎを行うこととする。

(1)法令や要領等を遵守しない場合

(2)業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施しておらず、本市の是正指示に従わない場合

(3)その他本市が認める場合

4 契約金額について

賃金水準又は物価水準等の変動により、契約金額が不適當となったと認められる場合には、市と受注者と協議の上、変更するものとする。(本市予算の範囲内に限る。)

5 その他

その他この要領に定めのない事項については、別途市の指示によるものとする。

＜事務局（書類提出及び問い合わせ先）＞

大東市 保健医療部 高齢介護室 高齢支援グループ

住所：574-8555 大東市谷川 1－1－1（市役所西別館 2 階）

電話：072-870-9065（9 時～17 時 30 分）

FAX：072-872-8080

メール：koureisien@city.daito.lg.jp